

# 警視昇任選考実施要綱の制定について（例規通達）

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成3年7月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底されたい。

別添

## 警視昇任選考実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、富山県警察官の任用に関する訓令（平成3年富山県警察本部訓令第8号）第7条に規定する警視の階級への昇任選考（以下「昇任選考」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって警視への昇任管理の適正と警視昇任者の資質の向上を図ることを目的とする。

### 第2 昇任選考の方法

- 1 昇任選考は、選考考査の考査結果及び人事評価により総合的に行うものとする。ただし、警察本部長（以下「本部長」という。）が特段の事情があると認める者については、選考考査の一部又は全部を免除することができる。
- 2 選考考査は、原則として各年度に1回実施する。

### 第3 受考資格基準

選考考査受考の資格基準は、必要に応じその都度本部長が決定する。

### 第4 選考考査

#### 1 選考考査の通知

- (1) 本部長は、選考考査を実施しようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所その他必要な事項を各所属長に通知するものとする。
- (2) 所属長は、前記(1)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を第3の資格基準に該当する者に周知しなければならない。

#### 2 選考考査の受考手続

- (1) 選考考査を受考しようとする者は、前記1(1)の通知後速やかに、所属長に申し出なければならない。
- (2) 前記(1)の申出を受けた所属長は、当該申出をした者について警視昇任の適格性を審査した上、警視昇任選考考査受考者上申書（別記様式）により、警務部警務課長を経由して本部長に上申するものとする。
- (3) 本部長は、前記(2)の上申を受けた者について、選考考査を受考させるものとする。

#### 3 選考考査の方法

- (1) 選考考査は、一次考査及び二次考査により行うものとする。
- (2) 一次考査は、警察管理等についての論文考査を行い、その結果及び人事評価を総合的に評価し、二次考査の受考者を決定するものとする。
- (3) 二次考査は、前記(2)の規定により決定した二次考査の受考者について、本部長及び警務部長による面接考査を行うものとする。
- (4) 本部長は、選考考査の実施に当たり、必要と認める者を補助者に指定することができる。

## 第5 昇任選考結果の発表

昇任選考結果の発表は、本部長が別に定める方法により行うものとする。

※ 別記様式省略